

大阪地方最低賃金審議会

第 350 回総会

資 料 目 次

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出書

資料 1 - 1 全大阪労働組合総連合（大阪労連）

資料 1 - 2 大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書に寄せられた
メッセージ

資料 2 一般社団法人大阪タクシー協会

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部 良子 殿

大阪労働局

局長 木原 亜紀生 殿



2022年8月18日

(団体名) 全大阪労働組合連合会

(代表者) 議長 菅 義人

(住 所) 大阪市北区錦町2-2-10 国労会館1階

大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

2022年8月4日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 大阪地方最低賃金額を(31円引き上げ、1023円とする)とした答申については不服です。再審議を求めると共に、最低賃金を月額・日額表示も行い、大阪地方最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額24万円に引き上げること。全国一律最低賃金制度を確立すること。
2. 最低賃金の引き上げにあたって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見を送付すること。
3. 再調査と異議に関する審議会、専門部会を公開の場で審議すること。また、意見陳述の機会を保障すること。

【理由】

大阪地方最低賃金審議会は、8月4日、今年度の大阪地方最低賃金の改定について、現行の992円を31円引き上げて1,023円にすると答申しました。

しかしながらこの答申は、労働者・府民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。また、全国的にも地域間格差の是正、全国一律最低賃金制度の確立を求める声が強まっていますが、大阪府の最低賃金1,023円と最高額の東京都の最低賃金との間にも大きな差は残されたままです。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、物価の高騰で労働者の生活はひっ迫しています。今回の31円の引上げでは、足元の物価上昇による賃金目減り分を補填できる額とはなっていません。また、エッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者の多くは最低賃金水準で働いています。こうした労働者に報いるためにも、最低賃金の引き上げが必要です。

地方議会でも意見書が採択されているように、過疎化・高齢化・人口減少が加速し、地域経済の疲弊を抑止し、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが決定的に重要となります。

最低賃金の引き上げは、格差と貧困を是正し、労働者をくらし守り、地域経済を活性化させ、人口問題の解決にも資する「サイクル」を確立していく、一番の方法であり、不可欠なものである。そのためには、1500円/時間と全国一律制を早急に実現すべきである。この立場での検討審議を強く求める。

以上

大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

に寄せられたメッセージ

最賃の金額は、非正規労働者の多い女性の生活に直結する。今すぐ1500円に！

時給が1500円ないと健康で文化的な最低限度の生活ができません。もっと引き上げてください。

最低賃金1500円は、生活にやさしい金額です。
改正決定にぜひ引き上げの声を求めます

最賃1000円程度は、今の最賃とはいえない。
欧米などの1500円以上を早くしてほしい！

一日も早く大阪最賃を、1500円に！

労務第 10 号
令和4年8月8日

大阪労働局長 木原 亜紀生 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会長 坂本 栄 三

地域別最低賃金額改定決定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪地方最低賃金審議会は、8月4日貴職に対し、大阪府を適用地域とする最低賃金額を、31円引上げて、時間額1,023円とする答申を行いました。

貴局は、19日までに異議の申出がない場合は、答申どおり改正決定を行うと発表されております。

このたびの地域別最低賃金額の改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ません。

大阪のタクシー業界では、意見書でも申し上げたとおり、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、特に中小企業においてはあらゆる分野において影響を及ぼし、タクシー事業におきましても経営状況の悪化は極めて深刻な状況であるとともに、未だに事態の収束が見通せない状況にあり、併せて、昨年来よりの燃料価格の高騰に伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いており、一部事業者では、この間でタクシー事業を廃業したところもあります。

タクシー運転者の賃金は、多くが歩合給制度を取っていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金額に影響し、不足分は事業者が負担しなければならない状況にあります。最低賃金額が引き上げられることになると、多くの事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業などを余儀なくされることが想定されます。

こうした状況の中においても、雇用調整助成金の活用などにより、運転者の雇用を維持・確保するとともに、国民生活や経済活動の根幹である公共交通機関としての社会的責任の観点から事業継続に努力を続けております。

貴職におかれましては大阪のタクシー業界の現状をご理解いただき、このたびの最低賃金の改定について、再考いただきますよう強く要望し、最低賃金法第12条の規定に基づき異議の申出を行いますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

